

# 災害対策本部設置・運営マニュアル

(令和4年度)

湖 南 市



## 目次

<b>1</b>	<b>災害活動体制</b> .....	<b>1</b>
1-1	地震災害時の活動体制 .....	1
1-2	風水害等災害時の活動体制 .....	2
1-3	突発重大事故発生時の活動体制 .....	3
1-4	原子力災害時の活動体制 .....	4
<b>2</b>	<b>警戒体制時の業務</b> .....	<b>5</b>
2-1	警戒体制 .....	5
<b>3</b>	<b>災害警戒本部の設置・運営</b> .....	<b>6</b>
3-1	災害警戒本部の組織および分掌事務等 .....	6
3-2	動員 .....	6
3-3	災害警戒本部の設置場所 .....	6
3-4	本部会議 .....	7
3-5	地区連絡所の設置 .....	7
3-6	現地対策本部の設置 .....	8
3-7	関係機関等への設置の通知 .....	8
3-8	連絡員の派遣 .....	8
3-9	災害警戒本部設置時の初動対応 .....	8
3-10	災害対策本部への移行および災害警戒本部の廃止 .....	9
<b>4</b>	<b>災害対策本部の設置・運営</b> .....	<b>10</b>
4-1	災害対策本部の組織および分掌事務等 .....	10
4-2	本部会議 .....	10
4-3	災害対策本部の開設・運営の流れ .....	12
4-4	職員の動員 .....	13
4-5	災害対策本部の設置 .....	14
4-6	地区連絡所の設置 .....	16
4-7	関係機関等への設置の通知 .....	17
4-8	連絡員の派遣 .....	17
4-9	災害情報の収集 .....	18
4-10	被害情報等の収集・集約・報告 .....	19
4-11	第1回本部会議の開催 .....	23
4-12	避難の指示等の発令 .....	24
4-13	応援要請 .....	29
4-14	災害救助法の適用 .....	33



# 1 災害活動体制

## 1-1 地震災害時の活動体制

地震災害時の活動体制は、次のとおり「警戒体制」「災害警戒本部体制」「災害対策本部体制」の3体制とする。

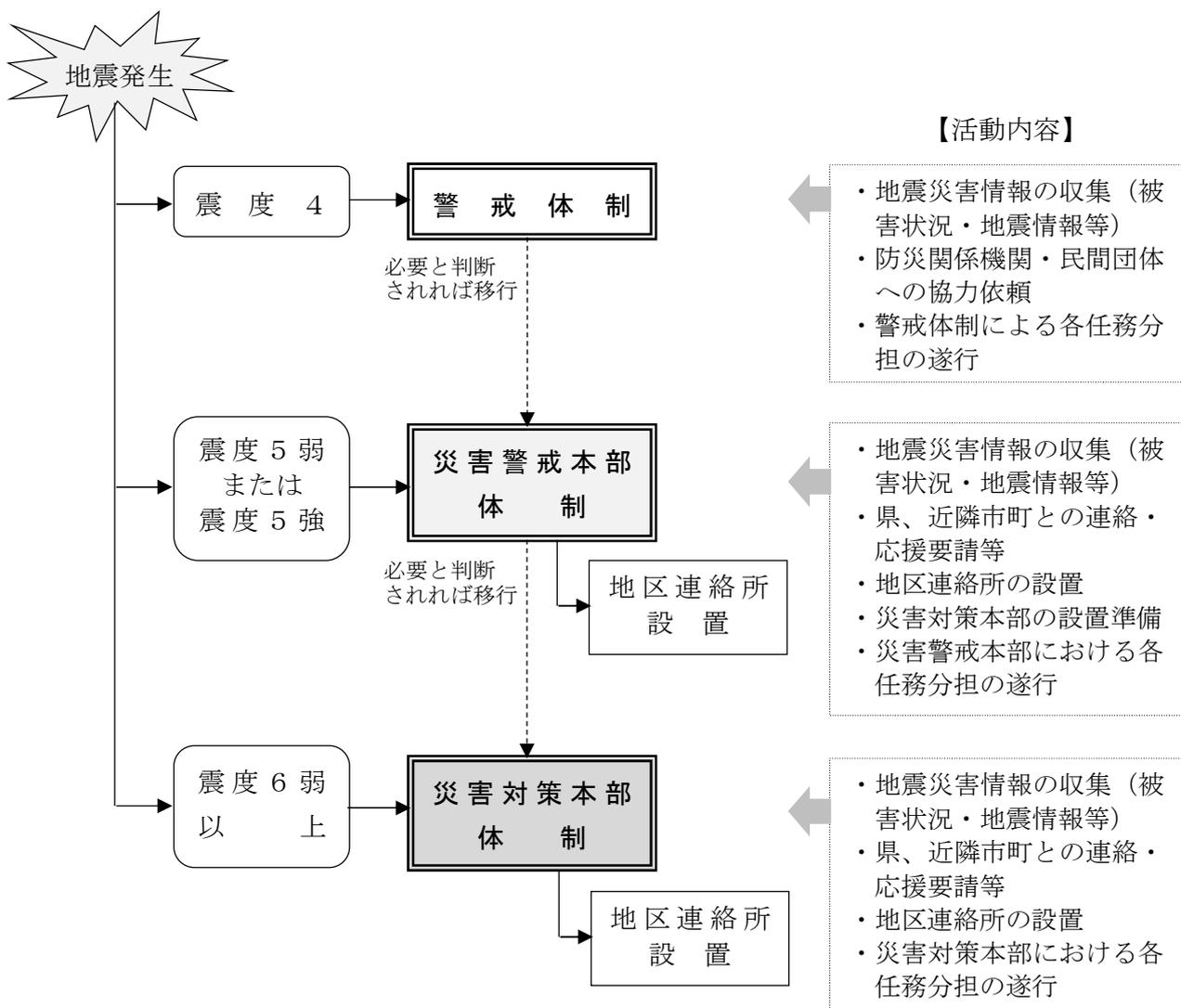


図 地震災害時の活動体制

## 1-2 風水害等災害時の活動体制

風水害等災害時の活動体制は、次のとおり「警戒体制」「災害警戒本部体制」「災害対策本部体制」の3体制とする。

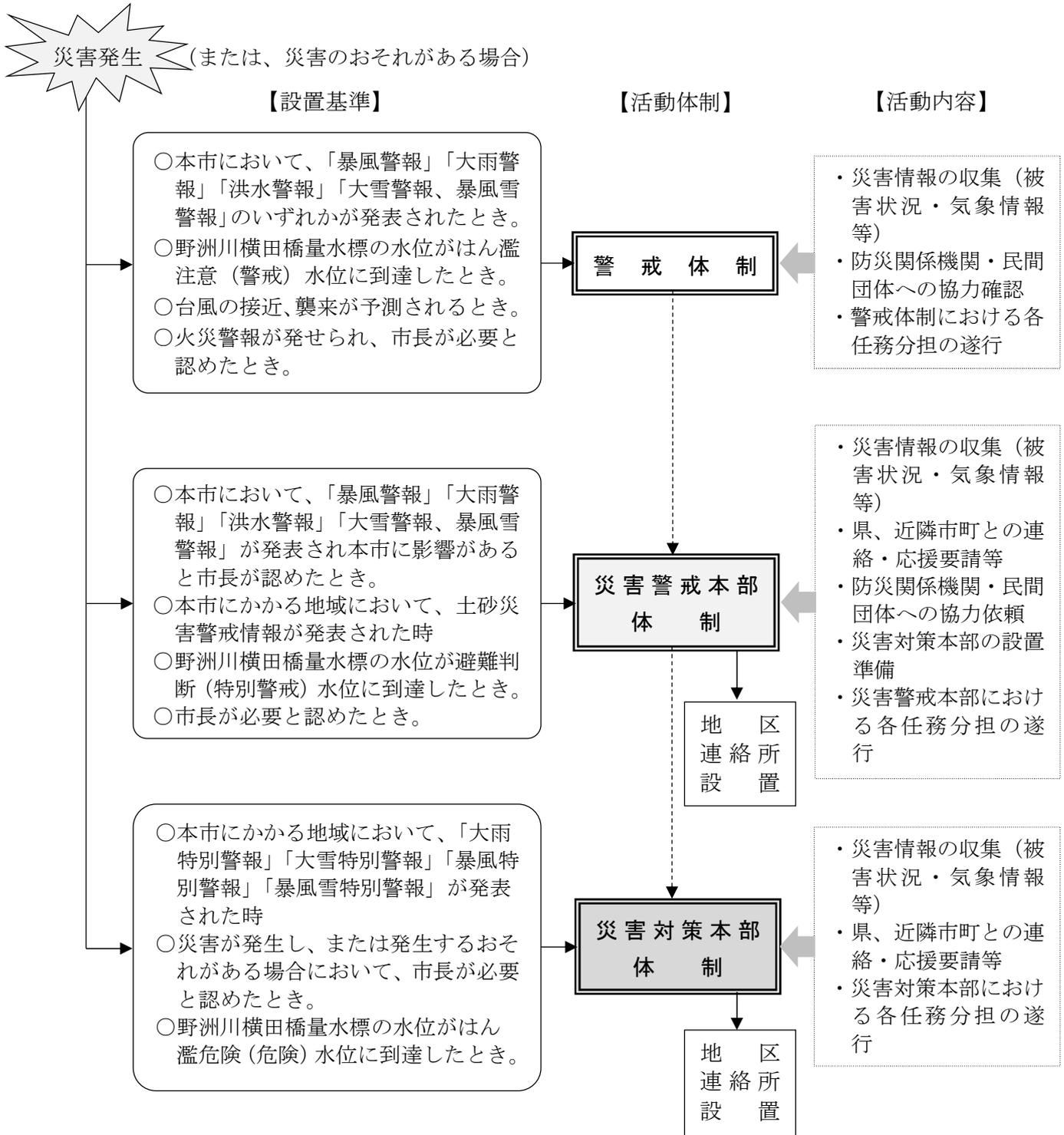


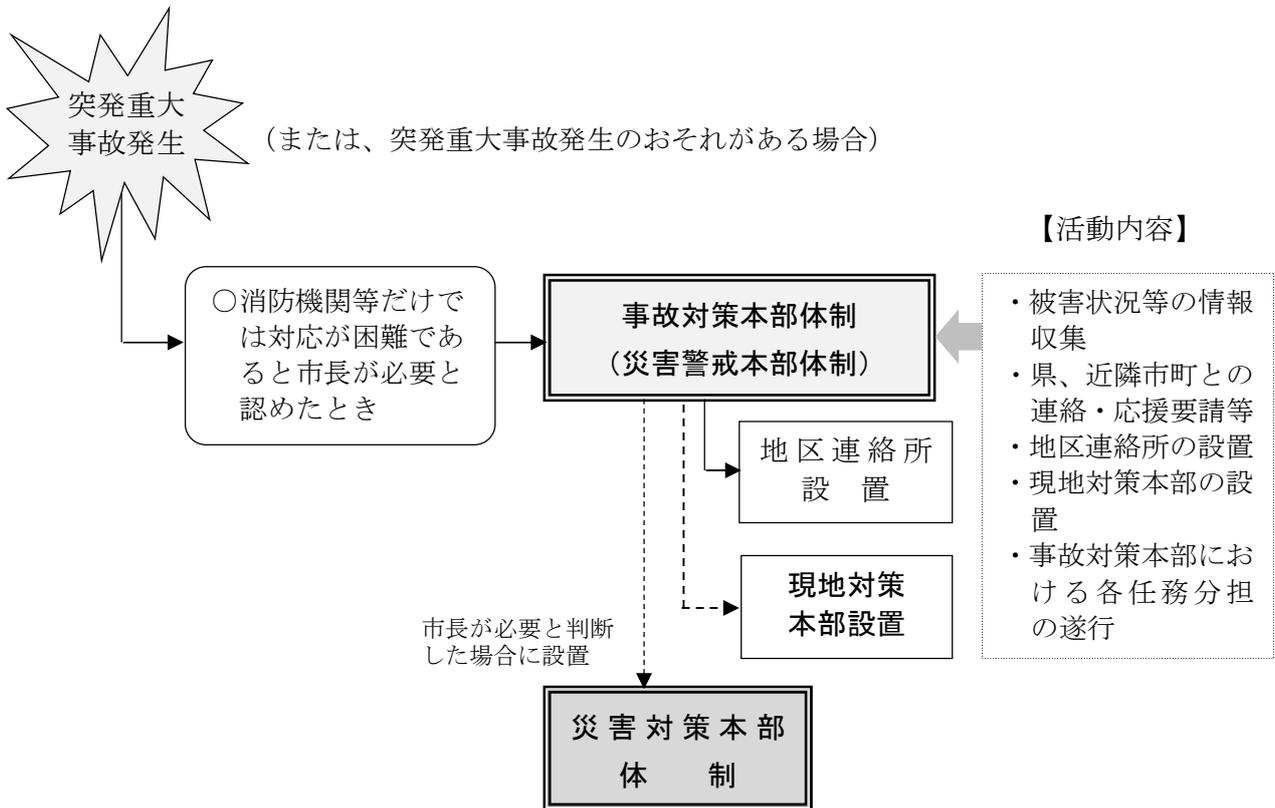
図 風水害等災害時の活動体制

### 1-3 突発重大事故発生時の活動体制

突発重大事故（航空機事故、列車事故、火災事故、爆発事故等）発生時の活動体制は、次のとおり「事故災害対策本部体制」の1体制とする。

ただし、被災状況等により、必要に応じて「現地事故災害対策本部」を設置する。

なお、事故対策本部は、「災害警戒本部体制」を準用する。



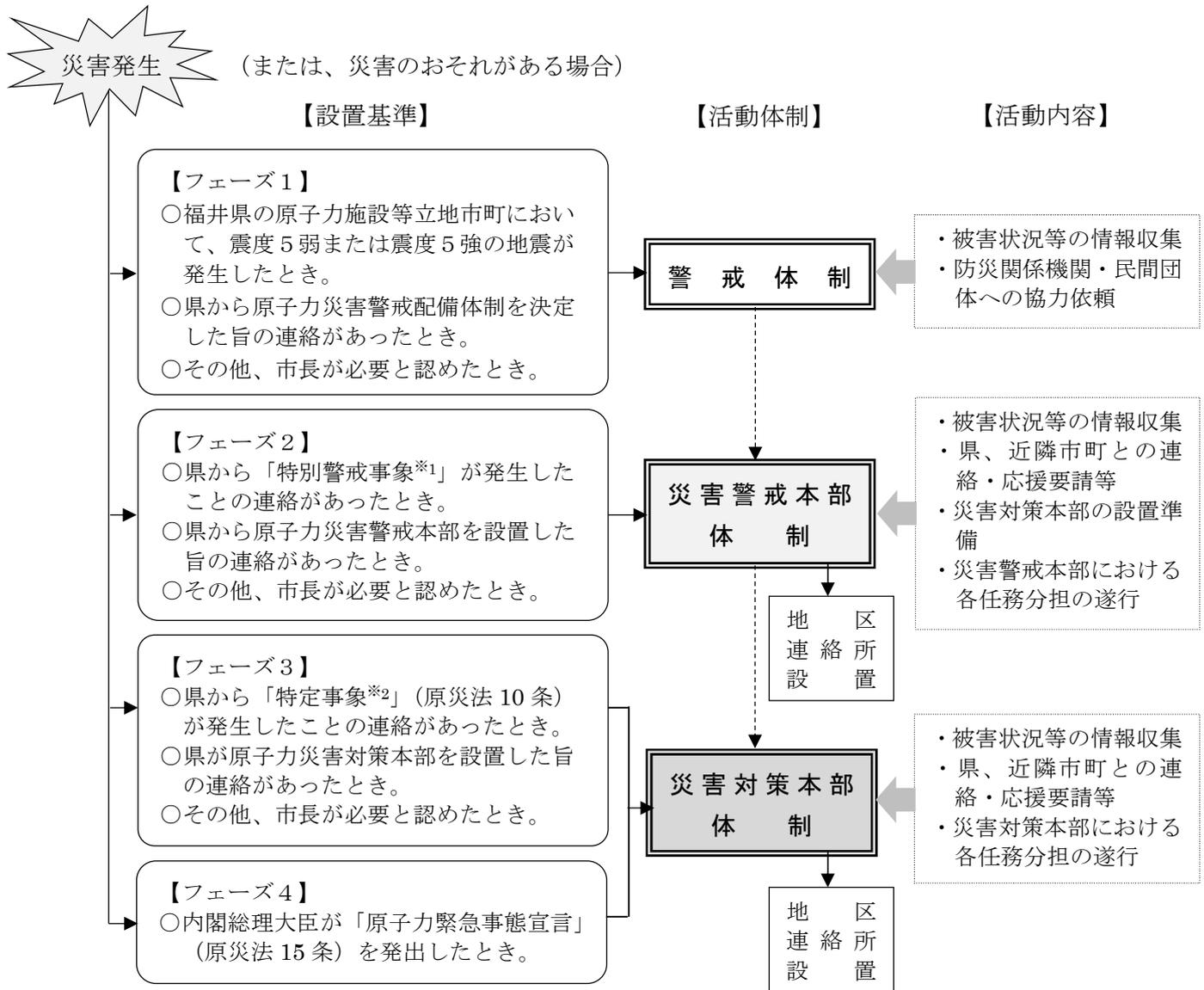
#### ※想定される突発重大事故

事故の種類	事故の内容
1 航空機災害	○旅客機の墜落等の大規模な航空機事故により、多数の死傷者等が発生し、または発生するおそれがある場合
2 鉄道災害	○旅客列車の衝突、車両火災、トンネルなど鉄道施設の被災等の大規模な鉄道事故により、多数の死傷者等が発生し、または発生するおそれがある場合
3 道路災害	○バスの衝突、車両火災、トンネルなど道路施設の被災等の大規模な道路事故により、多数の死傷者等が発生し、または発生するおそれがある場合
4 林野火災	○広範囲にわたる林野の焼失、民家への延焼等が発生し、または発生するおそれがある場合
5 その他	○危険物、高圧ガス、火薬類の取扱施設における大規模な火災、爆発や毒物・劇物の飛散、漏えい、流出等により、多数の死傷者等が発生し、または発生するおそれがある場合

図 突発重大事故発生時の活動体制

## 1-4 原子力災害時の活動体制

原子力災害時の活動体制は、次のとおり「警戒体制」「災害警戒本部体制」「災害対策本部体制」の3体制とする。



※1：「特別警戒事象」

- ①原子力施設等立地道府県において、震度6弱以上の地震が発生した場合
- ②原子力施設等立地道府県において、大津波警報が発令された場合
- ③東海地震注意報が発表された場合
- ④原子力規制庁の審議官または原子力防災課事故対策室長が必要と認める原子力施設の重要な故障等
- ⑤その他原子力規制委員長が原子力規制委員会原子力事故警戒本部の設置が必要と判断した場合

※2：「特定事象」

原災法第10条に基づき、原子力防災管理者が政府、地方公共団体に通報しなければならない事象。

- ①敷地境界付近に設置した放射線測定設備において1地点で10分以上、または、2地点以上で同時に5マイクロシーベルト毎時( $\mu$  Sv/h)以上の放射線量を検出したとき。
- ②排気筒などの通常放出口所において、拡散などを考慮して敷地境界で5マイクロシーベルト毎時( $\mu$  Sv/h)以上相当の放射性物質を10分間以上検出したとき。
- ③火災、爆発などが生じ、管理区域の外で50マイクロシーベルト毎時( $\mu$  Sv/h)以上の放射線量の検出および5マイクロシーベルト毎時( $\mu$  Sv/h)以上に相当する放射性物質を検出したとき。
- ④臨界事故の発生またはそのおそれのある状態。
- ⑤制御棒の挿入による原子炉停止ができない状態。
- ⑥その他、原子力緊急事態に該当する事象。

## 2 警戒体制時の業務

### 2-1 警戒体制

#### (1) 動員

警戒体制が決定された場合は、危機管理局長は、下記の職員に参集を呼びかける。動員伝達方法は、「4-4 職員の動員」に定める方法によるものとする。

風水害等災害時
<ul style="list-style-type: none"><li>○ 危機管理局、都市建設部、環境経済部、および上下水道事業所のあらかじめ指定された職員、但し、原子力災害時は、あらかじめ指定された危機管理局の職員</li><li>○ 状況により上記以外のうち、あらかじめ指定された部局の職員</li><li>○ 状況により消防団（水防団）</li></ul>

資料 警戒体制における動員職員名簿

#### (2) 活動内容

気象情報、被害状況等の情報収集、市域の巡視、河川・がけ地の警戒を行う。  
また、必要に応じて地区連絡所の開設準備および防災関係機関、民間団体への協力依頼を行う。

資料 警戒体制における分掌事務

#### (3) 配備体制の解除等

危機管理局長は、予想された災害の危険が解消したと認められるとき、警戒体制を解除する。  
また、災害発生のおそれがあるとき、市長の判断により災害警戒本部へ移行する。  
なお、災害が発生した場合は、災害対策本部へ移行する。

### 3 災害警戒本部の設置・運営

#### 3-1 災害警戒本部の組織および分掌事務等

##### (1) 災害警戒本部の組織

災害警戒本部の組織は、災害対策本部の組織を準用する。

資料 湖南省災害対策本部組織図

##### (2) 災害警戒本部の分掌事務

災害警戒本部の分掌事務は、災害対策本部の分掌事務を準用する。

資料 湖南省災害対策本部分掌事務

##### (3) 災害警戒本部長の職務代理者

本部長（市長）不在時は、職務代理者として次の順位によるものとする。

第1順位	副市長
第2順位	危機管理局長
第3順位	総合政策部長
第4順位	総務部長

資料 本部長・副本部長・本部員連絡先一覧

#### 3-2 動員

災害警戒本部の設置が決定された場合は、危機管理局長は、下記の職員に参集を呼びかける。動員伝達方法は、「4-4 職員の動員」に定める方法によるものとする。

地震災害時	風水害等災害時	原子力災害時
<ul style="list-style-type: none"><li>○ 危機管理局の職員全員</li><li>○ 危機管理局職員以外の主幹以上の者</li><li>○ 各部局長が示した災害対策本部に準じた職員</li><li>○ 消防団</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 危機管理局の職員全員</li><li>○ 各部局長が示した災害対策本部に準じた職員</li><li>○ 消防団</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 危機管理局の職員全員</li><li>○ 各部局長が示した災害対策本部に準じた職員</li></ul>

#### 3-3 災害警戒本部の設置場所

災害警戒本部は、市役所東庁舎内に設置する。ただし、市役所東庁舎が使用不能となった場合は、市石部防災センターまたは市共同福祉施設その他の公共施設で市長が指定する場所を代替場所とする。

本部レイアウト、備品については、「4-5 災害対策本部の設置」によるものとする。

### 3-4 本部会議

#### (1) 本部会議の構成

本部会議の構成は次のとおりとする。

本部長	市長
副本部長	副市長、教育長
本部長	危機管理局長、総合政策部長、総務部長、健康福祉部長、都市建設部長、環境経済部長、上下水道事業所長、会計管理者、議会事務局長、教育部長、湖南中央消防署長、消防団長

#### (2) 本部会議の開催

本部長（市長）は、本部の運営ならびに災害対策の推進に関し、必要と認めるときは、本部会議を招集するものとする。

資料 本部長・副本部長・本部長連絡先一覧

#### (3) 本部会議の協議事項

本部会議における協議事項は、次の通りとする。

表 本部会議における協議事項

協議事項	主な内容
ア 市災害警戒本部の配備体制に関する事	○ 本部の配置体制の切り替えおよび廃止に関する事
イ 災害情報および被害状況の分析ならびにこれに伴う対策活動の基本方針に関する事	○ 災害情報および被害状況の分析と、それに伴う対策活動の基本方針に関する事。 ○ 避難指示等に関する事。 ○ 避難所開設準備に関する事。
ウ 県その他防災関係機関に対する応急措置の実施の要請および応援の要求に関する事	○ 自衛隊に対する災害派遣要請の要求に関する事。 ○ 国、県の機関、公共機関、他市町村またはその他の機関、団体等に関する応援の要請に関する事。 ○ 災害対策に要する経費の処理方法に関する事。
エ その他災害対策に関する重要事項	○ その他災害対策に関する重要な事項 ○ 災害対策本部の設置準備

### 3-5 地区連絡所の設置

市域内で大規模な災害が発生した場合、または発生するおそれがある場合、災害発生直後から数日間情報収集・広報・住民相談などの活動を行うため、地区連絡所を設置する。

地区連絡所の設置基準、班員の動員等については、「4-6 地区連絡所の設置」を参照すること。

### 3-6 現地対策本部の設置

---

被災地付近において応急活動拠点を設置する必要があるときは、現地災害対策本部を設置する。現地災害対策本部の責任者は、副本部長（副市長）とする。現地災害対策本部は、災害現場での指揮、応急対策、関係機関との連絡調整を行う。

### 3-7 関係機関等への設置の通知

---

災害警戒本部を設置（または、廃止）したときは、直ちにその旨を次表の関係機関等により通知および公表するとともに災害警戒本部の標識を市役所東庁舎に掲示する。

表 災害警戒本部設置（または、廃止）の通知先および方法

通知および公表先	通知および公表の方法	担当班
各部班	庁内放送、市防災行政無線、庁内メール	総括班
地区連絡所	電話、連絡員	総括班
防災会議委員	電話、連絡員	総括班
住民	市防災行政無線、広報車、湖南省メール配信サービス、各種SNS等	総括班、情報発信班 (秘書広報課)
県災害警戒本部	県防災情報システム、連絡員	総括班
甲賀警察署	電話、連絡員	総括班
湖南中央消防署	電話、口頭、連絡員	総括班
報道機関	電話、文書、口頭、県防災情報システム	情報発信班(秘書広報課)

資料 防災関係機関等連絡先一覧

### 3-8 連絡員の派遣

---

各班長は、必要に応じて、災害警戒本部室へ連絡員を派遣するものとする。

### 3-9 災害警戒本部設置時の初動対応

---

初動期においては、資料編に掲げる初動組織において、情報収集や現場対応にあたるものとする。被害が確認された場合、もしくは被害の発生が確実となった場合は、速やかに全庁対応に移行するものとする。

資料 災害警戒本部設置時の初動対応表

### 3-10 災害対策本部への移行および災害警戒本部の廃止

---

災害が発生したとき、または発生するおそれがある場合で、市長が必要と認める場合は、災害対策本部に移行する。

また、本部長（市長）は、次に該当する場合、災害警戒本部を廃止する。

- (1) 市域において災害発生のおそれが解消したとき。
- (2) 災害応急対策がおおむね完了したとき。
- (3) その他本部長（市長）が必要ないと認めたとき。

## 4 災害対策本部の設置・運営

### 4-1 災害対策本部の組織および分掌事務等

---

(1) 災害対策本部の組織

災害対策本部の組織は、資料に掲げるとおりである。

資料 湖南省災害対策本部組織図

(2) 災害対策本部の分掌事務

災害対策本部の分掌事務は、資料に掲げるとおりである。

資料 湖南省災害対策本部分掌事務

(3) 災害対策本部長の職務代理者

本部長（市長）不在時は、職務代理者として次の順位によるものとする。

第1順位	副市長
第2順位	危機管理局長
第3順位	総合政策部長
第4順位	総務部長

資料 本部長・副本部長・本部員連絡先一覧

### 4-2 本部会議

---

(1) 本部会議の構成

本部会議の構成は、資料編に掲げるとおりである。

資料 災害対策本部組織図

(2) 本部会議の開催

本部長（市長）は、本部の運営ならびに災害対策の推進に関し、必要と認めるときは、本部会議を招集するものとする。

資料 本部長・副本部長・本部員連絡先一覧

(3) 本部会議の協議事項

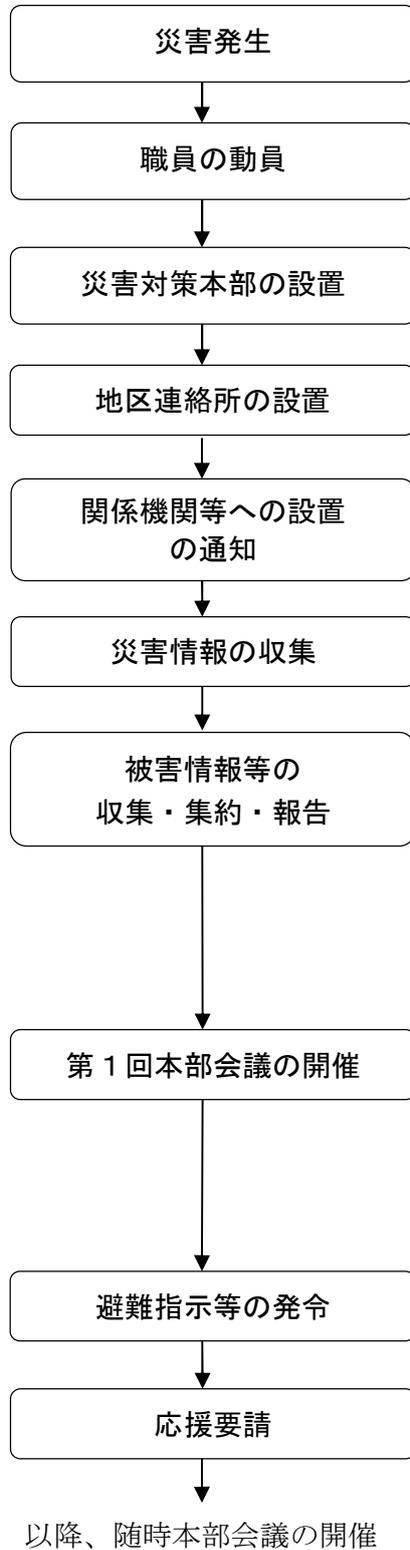
本部会議における協議事項は、次の通りとする。

表 本部会議における協議事項

協議事項	主な内容
ア 市災害対策本部の配備体制に関すること。	○ 本部の配置体制の切り替えおよび廃止に関すること。
イ 災害情報および被害状況の分析ならびにこれに伴う対策活動の基本方針に関すること。	○ 災害情報および被害状況の分析と、それに伴う対策活動の基本方針に関すること。 ○ 被災調査の方法および基準に関すること。 ○ 救護物資等の支給の基準に関すること。 ○ 避難指示等に関すること。
ウ 県その他防災関係機関に対する応急措置の実施の要請および応援の要求に関すること。	○ 自衛隊に対する災害派遣要請の要求に関すること。 ○ 国、県の機関、公共機関、他市町村またはその他の機関、団体等に関する応援の要請に関すること。 ○ 災害対策に要する経費の処理方法に関すること。
エ その他災害対策に関する重要事項	○ その他災害対策に関する重要な事項

### 4-3 災害対策本部の開設・運営の流れ

災害発生時に設置される「災害対策本部」の設置および初動期の運営の流れは、次の通りである。ただし、災害の状況によっては、速やかに「自衛隊・協定に伴う応援要請（湖南省地域防災計画参考資料編「湖南省各種協定一覧」参照）」を行う。



※各対策項目は、災害の状況等により順序が入れ替わることがある。

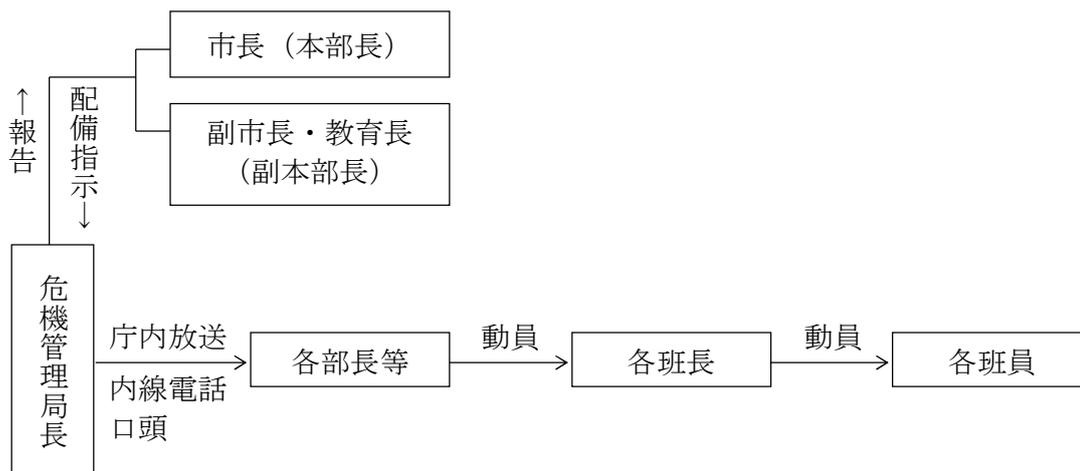
- 危機管理局長は、災害対策本部員（各部長等）を通じて、全職員に対し、参集の呼びかけを行う。
- 災害対策本部は、市役所東庁舎内に設置する。ただし、同施設が使用不能な場合は、市石部防災センターまたは市共同福祉施設その他の公共施設で市長が指定する場所を代替場所とする。
- 各班長は、必要に応じて連絡員を本部室に派遣する。
- 大規模な災害が発生し、または発生するおそれがある場合、地区連絡所を設置する。
- 災害対策本部を設置したときは、直ちにその旨を次表の関係機関等により通知および公表するとともに災害対策本部の標識を市役所東庁舎（または代替施設）に掲示する。
- 地震情報・気象情報等の災害情報を収集する。
- 各部長は、職員参集時の被害情報や通報等がなされた情報等を集約し、総括班へ報告する（地震の場合は、地震発生後30分以内、地震以外の災害の場合は、人的被害・住家被害を覚知後30分以内に第一報）。
- 各地区連絡所は、参集後すぐに管轄地区の被害情報等を地区連絡所班へ報告する。
- 総括班は、各部、各地区連絡所からもたらされた被害情報やテレビ・ラジオ情報等を集約し、市内被害状況等の全体像を把握する。
- 総括班は、本部会議を招集し、市内被害状況等の全体像について報告する。
- 本部会議では、「災害対応方針」「協定に伴う応援要請」等を決定する。
- 総括班は、本部会議の決定事項をFAXおよび電子メール等により防災関係機関等へ伝達する。
- 各部等は、決定した「災害対応方針」等に基づき、担当応急対策業務の具体的対策を検討する。
- 総括班は、本部長（市長）の指示により、避難指示等の発令を行う。
- 総括班は、本部長（市長）の指示により、県知事に対して自衛隊の災害派遣要請を要求する。
- 総括班は、消防機関、他市町村への広域応援要請を、本部会議の決定等に基づき行う。

## 4-4 職員の動員

市長が災害対策本部の設置を決定した場合、危機管理局長は、各部長等を通じて、全職員に参集を呼びかける。

### (1) 勤務時間内の動員

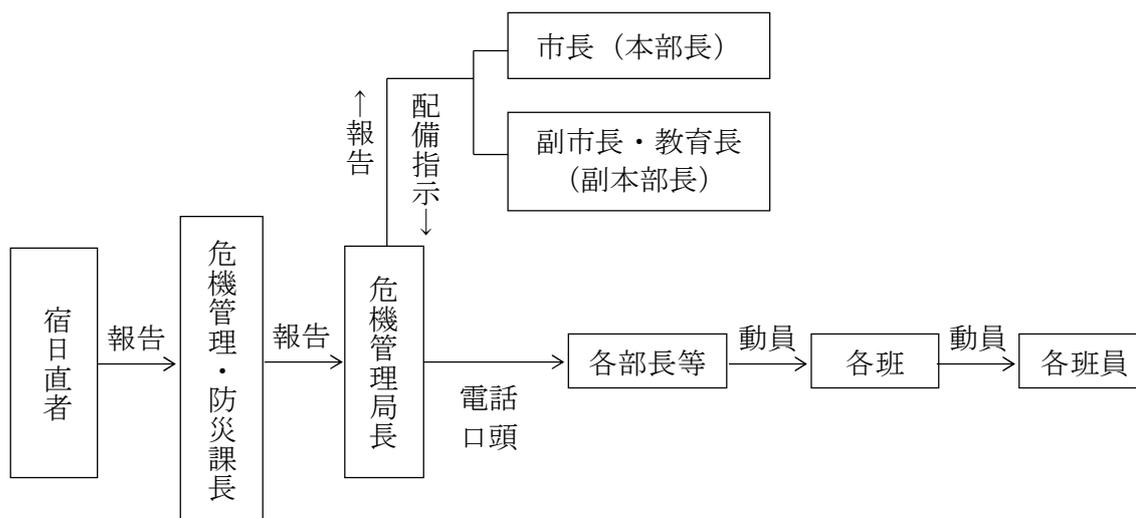
湖南省メール配信サービスおよび庁内放送、各課の内線電話、口頭により、職員の配備の伝達を行うものとする。



### (2) 勤務時間外および休日等における動員

勤務時間外および休日等における職員等の動員は、次の伝達経路により行うものとする。

動員の伝達は、湖南省メール配信サービスにより行い、必要に応じて電話による伝達を行う。



### (3) 長期化への対応

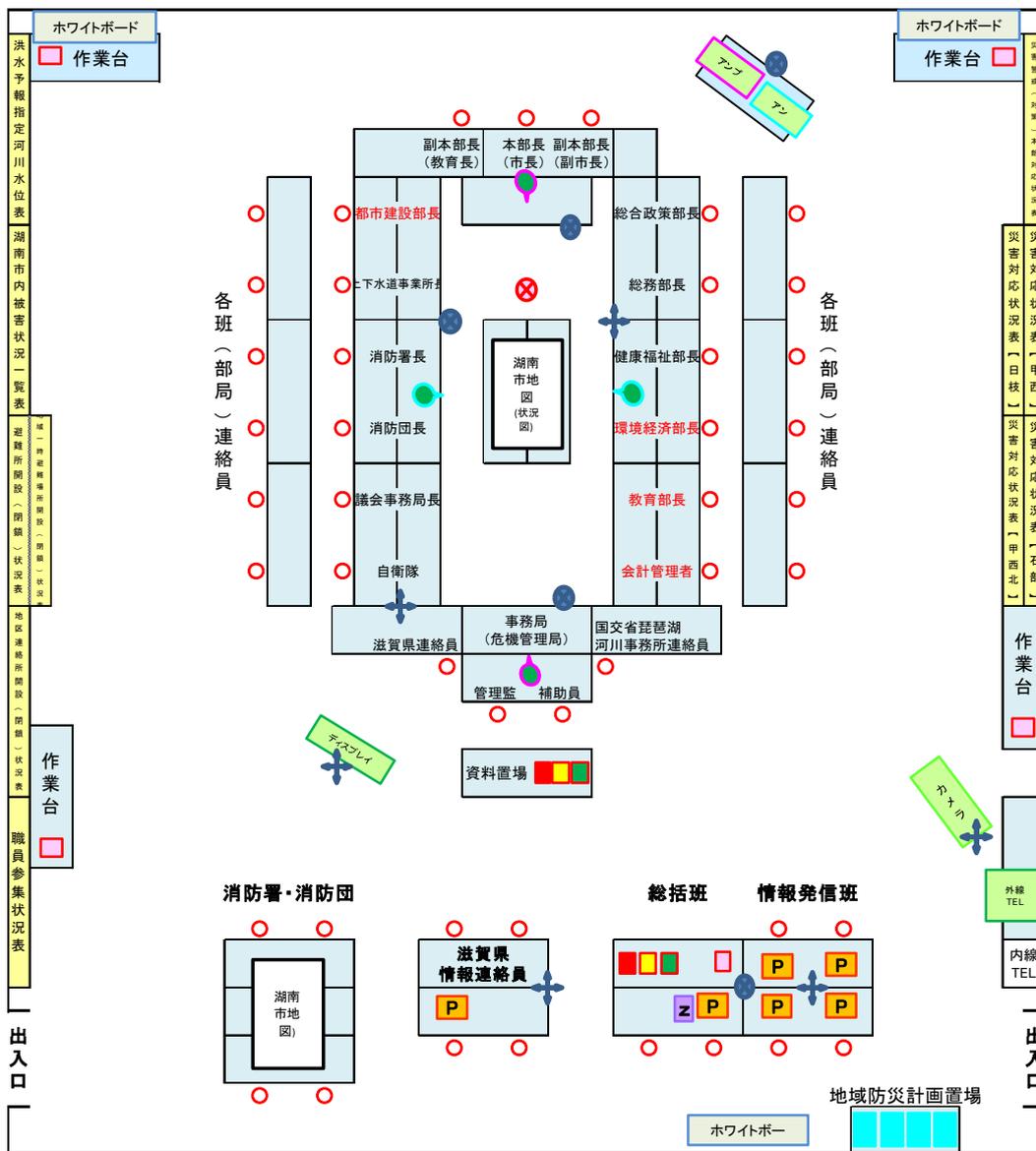
職員の配備にあたっては、長期化を想定した要員交代体制をとるものとする。

## 4-5 災害対策本部の設置

災害対策本部は、市役所東庁舎内（3階大会議室）に設置する。ただし、市役所東庁舎が使用不能となった場合は、市石部防災センターまたは市共同福祉施設その他の公共施設で市長が指定する場所を代替場所とする。

### 湖南省災害警戒(対策)本部レイアウト

【東庁舎3階大会議室】



- 【準備物】
- 長机
  - ワイヤレスマイク
  - P ノートパソコン
  - 地域防災計画
  - いす
  - ⊗ ICレコーダー
  - z ゼンリン住宅地図
  - 掲示物(A0サイズ)
  - ドラムコード
  - 決裁箱
  - 湖南省地図
  - + OAタップ
  - ※ 受付票トリアージ

### 【災害対策本部の必要備品】

※本部設置予定の市役所東庁舎 3 階大会議室あるいは近傍に備品を事前準備する。

<input type="checkbox"/> 電話	<input type="checkbox"/> ハンドマイク
<input type="checkbox"/> FAX	<input type="checkbox"/> 懐中電灯
<input type="checkbox"/> FAX 用紙	<input type="checkbox"/> 投光器
<input type="checkbox"/> 防災行政無線	<input type="checkbox"/> カメラ
<input type="checkbox"/> 庁内放送設備	<input type="checkbox"/> ビデオ
<input type="checkbox"/> 被害状況書き込み用地図	<input type="checkbox"/> その他記録機器
<input type="checkbox"/> 住宅地図	<input type="checkbox"/> 物資（飲料水、食料等）
<input type="checkbox"/> その他地図類	<input type="checkbox"/> 発電機
<input type="checkbox"/> テレビ	<input type="checkbox"/> 地域防災計画（市、県）
<input type="checkbox"/> ラジオ	<input type="checkbox"/> 各種災害対応マニュアル
<input type="checkbox"/> パソコン	<input type="checkbox"/> 各種様式類
<input type="checkbox"/> プリンタ	<input type="checkbox"/> その他必要な備品
<input type="checkbox"/> コピー機	
<input type="checkbox"/> コピー用紙	
<input type="checkbox"/> プロジェクター	
<input type="checkbox"/> ホワイトボード	
<input type="checkbox"/> ホワイトボード用ペン	
<input type="checkbox"/> フェルトペン（赤、黒）	
<input type="checkbox"/> 付箋紙	
<input type="checkbox"/> 模造紙	
<input type="checkbox"/> セロハンテープ	
<input type="checkbox"/> ファイル	
<input type="checkbox"/> マグネット	
<input type="checkbox"/> 電池	

災害対策本部を設置した場合は、本部室入口に明示版、建物入口付近に案内板を設置する。

## 4-6 地区連絡所の設置

市域内で大規模な災害が発生した場合、または発生するおそれがある場合、災害発生直後から数日間情報収集・広報・住民相談などの活動を行うため、地区連絡所を設置する。

地区連絡所の設置から一定時間が経過し、事態が落ちついてきた段階において（原則として災害発生から数日間）、本部長の判断により廃止し、避難所支援班（救護所が設置されている場合は、医療救護班）への引継を行う。

地区連絡所の設置については、本項に定めるほか、「災害時地区連絡所初動マニュアル」を参照のこと。

### （1）地区連絡所の設置基準

地区連絡所の設置基準は次の通りとする。

#### 【地区連絡所の設置基準】

##### ① 地震災害の場合

市内で震度5弱以上の地震が観測され、同時多発的な地震災害等が発生したとき。

##### ② 風水害等・突発重大事故・原子力災害の場合

災害警戒本部または災害対策本部が設置され、かつ災害による被害の大きい地区があるとき、もしくは被害が発生するおそれがあるとき、本部長の判断により、当該地区を管轄する地区連絡所を設置する。

### （2）地区連絡所の班員の動員

班員の動員は、勤務時間内および勤務時間外・休日等で以下に示すとおり行う。

#### ア 勤務時間内の動員

勤務時間内に災害が発生し、地区連絡所の設置が決定された場合、総括班長（危機管理・防災課長）は、湖南省メール配信サービスおよび庁内放送、各課の内線電話、口頭により、該当職員へ伝達する。

#### イ 勤務時間外・休日等における動員

勤務時間外・休日等の場合は、湖南省メール配信サービスにより伝達するほか、総括班長（危機管理・防災課長）により、固定電話、携帯電話により、該当職員へ伝達する。

なお、震度5弱以上の地震が発生した場合は、該当職員は、連絡を待たずに担当地区連絡所へ自主参集する。

資料 地区連絡所班員名簿（「災害時地区連絡所初動マニュアル」参照）

### （3）地区連絡所の開設確認

地区連絡所では、施設の被害状況および地域の被害状況を市本部へ報告することとなっており、その報告をもって地区連絡所の開設確認とする。地区連絡所からの報告がない場合は、地区連絡所へ連絡し、開設確認を行う。

### 【地区連絡所連絡先】

地区連絡所名	管轄区域	第1順位	電話番号	第2順位	電話番号
三雲地区連絡所	三雲東小学校区	三雲まちづくりセンター	72-4532	三雲東小学校	72-4616
柑子袋地区連絡所	三雲小学校区	柑子袋まちづくりセンター	71-2560	三雲小学校	72-0025
石部地区連絡所	石部小学校区	石部防災センター	77-8824	石部小学校	77-2030
石部南地区連絡所	石部南小学校区	石部南まちづくりセンター	77-2535	石部南小学校	77-2250
菩提寺地区連絡所	菩提寺小学校 菩提寺北小学校	菩提寺まちづくりセンター	74-3471	菩提寺小学校	74-1755
岩根地区連絡所	岩根小学校区	岩根まちづくりセンター	72-7871	岩根小学校	72-1500
下田地区連絡所	下田小学校	下田まちづくりセンター	75-0011	下田小学校	75-0004
水戸地区連絡所	水戸小学校区	市民学習交流センター	75-8190	水戸小学校	75-2640

※地区連絡所からの連絡窓口は、地区連絡所班（地域創生推進課【地域コミュニティ推進係】71-2315）とする。固定電話が不通となった場合は防災行政無線等により連絡する。

## 4-7 関係機関等への設置の通知

災害対策本部を設置（または、廃止）したときは、直ちにその旨を次表の関係機関等により通知および公表するとともに災害対策本部の標識を市役所東庁舎に掲示する。

なお、関係機関の執務スペースは、東庁舎3階会議室とする。

表 災害対策本部設置（または、廃止）の通知先および方法

通知および公表先	通知および公表の方法	担当班
各部班	庁内放送、市防災行政無線、庁内メール	総括班
地区連絡所	電話、連絡員	総括班
防災会議委員	電話、連絡員	総括班
住民	市防災行政無線、広報車、湖南市メール配信サービス、各種SNS等	総括班、情報発信班 (秘書広報課)
県災害対策本部	県防災情報システム	総括班
甲賀警察署	電話、連絡員	総括班
湖南中央消防署	電話、口頭、連絡員	総括班
報道機関	電話、文書、口頭、県防災情報システム	情報発信班(秘書広報課)

資料 防災関係機関等連絡先一覧

## 4-8 連絡員の派遣

各班長は、必要に応じて、災害対策本部室へ連絡員を派遣するものとする。

## 4-9 災害情報の収集

災害種別に応じて、以下の通り災害情報を収集する。

(1) 地震情報の収集	(2) 気象予警報等の収集・伝達
<ul style="list-style-type: none"><li>□ 観測施設等からの震度情報等の収集 市内に設置した震度計により速やかに市内の震度を確認する。</li><li>□ 彦根地方気象台の地震情報の収集 防災FAX（県防災行政無線）を通じて伝達される彦根地方気象台発表の地震に関する情報を収集する。<ul style="list-style-type: none"><li>① 勤務時間内の場合 防災行政無線FAXおよび音声一斉により伝達される。</li><li>② 勤務時間外の場合 防災行政無線FAXを一斉指令装置により自動送出し、音声による伝達は防災危機管理局設置のボイスメール装置を遠隔操作することにより本市宿直者に伝達される。</li></ul></li><li>□ 全国瞬時警報システム（J-ALERT）による情報収集 全国瞬時警報システム（J-ALERT）により伝達される緊急地震速報や震度速報等の情報を収集する。</li><li>□ その他 必要に応じて、気象庁ホームページ、テレビ・ラジオ等により震度情報等を収集する。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>□ 全国瞬時警報システム（J-ALERT）による情報収集 全国瞬時警報システム（J-ALERT）により伝達される大雨洪水警報等の情報を収集する。</li><li>□ 県からの気象予警報等の収集 県防災危機管理局から本市伝達される気象予警報等の情報を収集する。<ul style="list-style-type: none"><li>① 勤務時間内の場合 防災行政無線（音声）により伝達される。</li><li>② 勤務時間外の場合 県防災危機管理局設置のボイスメール装置を遠隔操作することにより本市宿直者に伝達される。</li></ul></li><li>□ その他 必要に応じて、気象庁ホームページ、テレビ・ラジオ等により震度情報等を収集する。</li><li>□ 住民、要配慮者施設への伝達 地域住民、浸水想定区域および土砂災害警戒区域内の要配慮者関連施設へ伝達するため、速やかに情報連絡班、避難救護班、医療班、学校教育班、消防班へ気象予警報を伝達する。 資料 要配慮者施設一覧表 資料 区・自治会連絡先一覧</li></ul>
<ul style="list-style-type: none"><li>(3) 突発重大事故情報の収集</li><li>□ 事故原因者等からの通報情報の収集 事故原因者または重大事故の発見者から本市、警察署、消防機関等防災関係機関への通報情報を収集する。</li><li>□ 連絡員の現地派遣 必要に応じて連絡員を現地に派遣し、情報収集を行う。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>(4) 原子力突発重大事故情報の収集</li><li>□ 県からの情報収集 「特別警戒事象」「特定事象」等の発生等の県から連絡される情報を収集する。</li><li>□ 連絡員の県への派遣 必要に応じて連絡員を県に派遣し、情報収集を行う。</li></ul>

## 4-10 被害情報等の収集・集約・報告

### (1) 災害発生直後の被害状況等の収集

被害状況等は、次表により収集する。

表 被害状況等の収集先

収集先	主な担当班
① 区、自治会長等からの情報	総括班、地区連絡所班（地域創生推進課【地域コミュニティ推進係】）、各地区連絡所
② 職員調査報告からの情報（勤務時間内）	各部（各班）（30分以内に第一報※）
③ 職員参集途上の情報（勤務時間外）	各部（各班）（30分以内に第一報※）
④ 消防署、消防団からの情報	総括班、各地区連絡所
⑤ 地区連絡所からの情報	総括班
⑥ テレビ・ラジオ情報	総括班
⑦ 県等からの情報	総括班
⑧ その他	各部（各班）

※地震の場合は、地震発生後30分以内、地震以外の災害の場合は、人的被害・住家被害を覚知後30分以内に第一報

資料 区・自治会連絡先一覧

### (2) 集約すべき被害情報等

集約すべき被害情報等は、次のとおりとする。

これらの情報は、被害全体像の早期把握、迅速な広域応援、自衛隊派遣要請の要・不要判断等に使用する。

資料 防災関係機関等連絡先一覧

表 集約すべき被害情報等

種別	項目
被害情報	<input type="checkbox"/> 人的被害（死亡、行方不明、重・軽症） <input type="checkbox"/> 住家被害（全壊、半壊、一部損壊） <input type="checkbox"/> 非住家被害（店舗、工場等） <input type="checkbox"/> 公共建築物被害（病院、避難収容施設、救護所等） <input type="checkbox"/> 土木構造物被害（河川、急傾斜地等） <input type="checkbox"/> ライフライン被害（通信、交通、ガス、電気、水道）
人命救助に関する情報	<input type="checkbox"/> 生き埋め情報 <input type="checkbox"/> 傷病者発生情報 <input type="checkbox"/> がけ崩れ情報 <input type="checkbox"/> 火災情報 <input type="checkbox"/> 道路情報 <input type="checkbox"/> 医療機関情報
火災・延焼に関する情報	<input type="checkbox"/> 火災発生場所 <input type="checkbox"/> 延焼状況
各部・各班の初動対応に関する情報	<input type="checkbox"/> 各部・各班の初動対応に関する情報

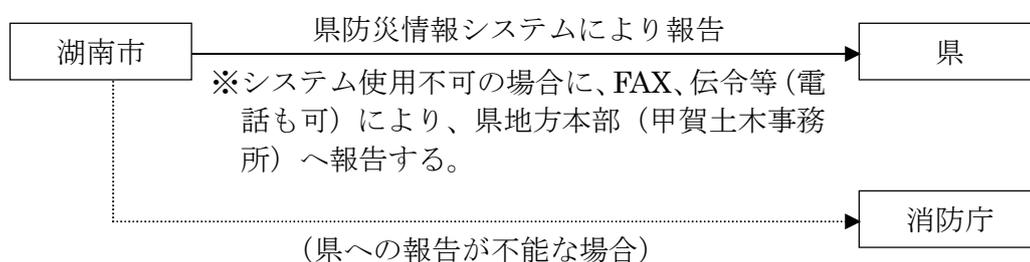
### (3) 県・国への被害報告（第1報）

#### ア. 震度5弱以上の地震が発生または風水害等の災害による被害を覚知した場合等

市の区域内で震度5弱以上の地震が発生した場合または風水害等の災害による人的被害・住家被害を覚知した場合等（「被害即報基準（県への報告）」に該当する場合には、原則として、30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で被害状況を県に報告する。

報告手段は、県防災情報システムにより行い（報告方法は、同システムマニュアル参照）、システム使用不可の場合は、FAX、伝令等（電話も可）により「災害被害即報様式（その1～3）」にて行う。

なお、通信途絶等により、県との連絡がとれない場合は、国（消防庁）に報告（様式は事項（2）参照）し、県と連絡がとれ次第、県にも報告を行う。



資料 被害即報基準（県への報告）

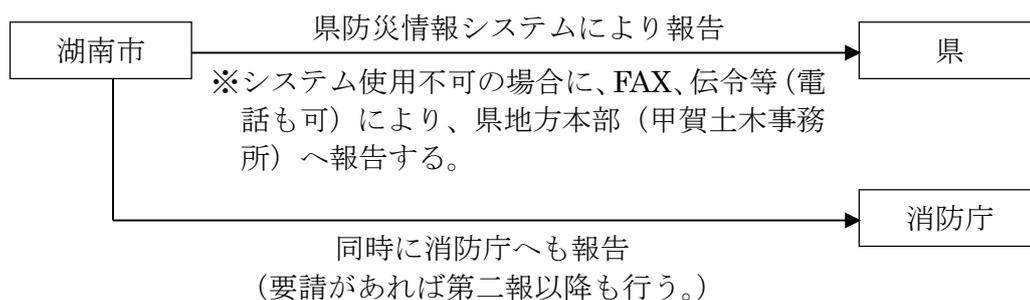
様式 災害被害即報様式（県様式その1～3）

#### イ. 震度5強以上の地震が発生した場合または119番通報が殺到した場合等

市の区域内で震度5強以上の地震が発生した場合または119番通報が殺到した場合等（「直接即報基準」に該当する場合には、県に加えて国（消防庁）に対しても、原則30分以内で可能な限り早く報告する。

国（消防庁）に対する報告様式は、地震災害・風水害・雪害等の場合は、「災害概況即報様式（第4号様式（その1））」「被害状況即報様式（第4号様式（その2））」にて行う。地震災害時の第一報など被害状況を十分把握できていない場合は、「災害概況即報様式（第4号様式（その1））」を使用する。

なお、大規模事故災害・武力攻撃災害・原子力災害の場合の国（消防庁）への報告は、消防本部から行う。



【県地方本部への報告先】

甲賀土木事務所 経理用地課（防災担当）

TEL 0748-63-6153・6154 FAX 0748-63-1504

（住所）甲賀市水口町水口 6200

【総務省消防庁への報告先】

（平常時）消防庁応急対策室

TEL 03-5253-7527 FAX 03-5253-7537

（夜間・休日時）消防庁宿直室

TEL 03-5253-7777 FAX 03-5253-7553

資料 直接被害即報基準（消防庁および県への報告）

様式 災害概況即報様式（第4号様式（その1））

様式 被害状況即報様式（第4号様式（その2））

（4）被害調査および情報収集・報告

各班は、体制が整い次第、被害調査および情報収集を行う。

収集した情報は、より正確な被害状況の把握、的確な応急対策の実施、広域応援や自衛隊派遣要請の判断等に使用するため、各班は、随時、総括班に「被害状況報告票」「応急対策等実施状況報告票」により報告するものとする。

様式 被害状況報告票

様式 応急対策等実施状況報告票

表 被害情報収集の役割分担

収集する被害情報		担当班	
①人的被害	死者、行方不明者重症者、軽症者等の把握	一般住民 市職員 児童・生徒 教職員 保育園児ほか福祉施設入所・通所者	総務班 情報収集班（人事課） 学校教育班 学校教育班 避難所支援班
	②被害住家	一般建物の全壊、半壊、一部損壊、床上・床下浸水等の状況	総務班
	③非住家被害	農林業施設、農林産物および家畜の被害状況	現場対応班（産業）
		商工業施設の被害状況	現場対応班（産業）
		危険物施設の被害状況	総括班、消防団
④公共施設被害	医療施設の被害状況	医療救護班	
	学校・社会教育施設の被害状況	教育施設班	
	文化施設・文化財等の被害状況	教育施設班	
	社会福祉施設の被害状況	避難所支援班	
	し尿、一般廃棄物処理施設の被害状況 その他公共施設の被害状況	総務班 各班	
⑤土木構造物被害	土木構造物の被害状況（河川、橋梁、道路等）	現場対応班（建設）	
	農林土木施設（農道、林道、堰、樋門、揚水場等）	現場対応班（産業）	
	上下水道施設の被害状況	現場対応班（上下水道）	
⑥ライフライン被害	鉄道・バス等の被害状況	現場対応班（建設）、 総括班	
	電気・電話・ガス等の途絶等の状況	総務班、総括班	
⑦その他	火災発生状況	総括班、消防団	

	避難収容施設の開設状況	避難所支援班
	救護所の開設状況	医療救護班

表 応急対策実施状況

収集する情報	担当班
① 避難指示または警戒区域の設定状況	総括班、消防班
② 避難所の開設状況	避難所支援班、各地区連絡所
③ 避難生活の状況	避難所支援班、各地区連絡所
④ 食料、飲料水、生活必需物資等の供給状況	現場対応班（産業）、 現場対応班（上下水道）
⑤ 電気、上下水道、電話等ライフライン復旧状況	現場対応班（上下水道）、 総務班、総括班
⑥ 医療機関の活動状況	医療救護班、各地区連絡所
⑦ 救護所の設置および活動状況	医療救護班、各地区連絡所
⑧ 傷病者の収容状況	医療救護班、各地区連絡所
⑨ 道路および交通機関の復旧状況	現場対応班（建設）、 総務班、総括班

## 4-11 第1回本部会議の開催

### (1) 本部員の招集

本部長の会議開催の指示により、本部員に招集の連絡を行うとともに、次の事項を通知する。

- ア. 各本部員が、所管部（班）の状況（被害状況、応急対策実施状況等）や問題点等を取りまとめ、会議で報告すること。
- イ. 各本部員の報告事項のうち、事前に総括班に報告していない内容については、速やかに報告内容を取りまとめ、提出すること。

### (2) 本部会議の協議事項

#### 第1回本部会議の議題（例）

1. 地震情報・気象情報等の災害情報の報告
2. 全体の状況、問題点、今後の状況予測等の報告
  - (1) 被害状況
  - (2) 応急対策状況
  - (3) 要請状況
3. 各部（班）の対応状況、問題点報告
4. 災害対応方針、対策実施スケジュールの検討
5. 市の体制検討（各部間の人員等の調整）
6. 高齢者等避難、避難指示、警戒区域の設定
7. 外部への応援要請等の検討
  - (1) 自衛隊の災害派遣要請要求
  - (2) 県、他市町村および関係機関・団体への応援要請
8. その他必要な事項
  - (例) ○広報、記者発表の内容、時期等の検討
  - 災害救助法の適用申請
  - 激甚災害の早期指定要望

### (3) 会議資料の作成

収集した被害情報等を、なるべく視覚化して（被害状況を書き込んだ地図等）、ホワイトボードやスクリーンに表示する。

### (4) 決定事項の伝達

総括班は、本部会議の決定事項を連絡員、FAX、電子メール等により各部（班）・各地区連絡所・防災関係機関等へ伝達する。

各部（班）等は、決定した「災害対応方針」等に基づき、担当応急対策業務の具体的な対策を検討する。

資料 防災関係機関等連絡先一覧

## 4-12 避難の指示等の発令

### (1) 避難の指示等の実施基準

高齢者等避難または避難指示等は、次の事項を基準とする。

ア. 土砂災害等の実施基準		
	発令基準	判断情報
高齢者等避難【警戒レベル3】	<p>以下の何れかの条件に該当する時、今後の降雨量および地域の状況を総合的に考慮し発表する。</p> <p>1) 土砂災害発生の恐れがある時 2) 今後1時間以内に土砂災害発生のおそれがある土壌雨量指数に達し、1時間以上継続する見込みがある時<sup>(*1)</sup></p> <p>【滋賀県土木防災情報システム上の滋賀県土砂災害警戒情報で土砂災害警戒判定・警戒判定分布図を入手】</p>	<p>1) 滋賀県土木防災情報システム上の滋賀県土砂災害警戒情報の土砂災害警戒判定・分布図が<sup>(*1)</sup>の状態を表示 2) 彦根地方気象台からの情報 3) 滋賀県砂防課への問い合わせに基づく詳細情報（警戒判定分析情報） 4) 対象区域は、土砂災害警戒判定・警戒判定分布図が示す地域およびその周辺</p>
避難指示【警戒レベル4】	<p>以下の何れかの条件に該当する時、今後の降雨量および地域の状況を総合的に考慮し発令する。</p> <p>1) 土砂災害警戒情報が発表された時 2) 土砂災害発生の恐れがある時 3) 近隣で土砂災害発生の前兆となる情報が発見された時 4) 今後1時間以内に土砂災害発生のおそれがある土壌雨量指数に達し、2時間以上継続する見込みがある時<sup>(*1)</sup>で、特に著しい降雨がありまたは予測され、土砂災害発生の危険が大きくなった時</p> <p>【滋賀県土木防災情報システム上の滋賀県土砂災害警戒情報で土砂災害警戒判定・警戒判定分布図を入手】</p>	<p>1) 土砂災害警戒情報 2) 滋賀県土木防災情報システム上の滋賀県土砂災害警戒情報の土砂災害警戒判定・分布図が<sup>(*1)</sup>の状態を表示 3) 彦根地方気象台からの情報 4) 記録的短時間大雨情報の発表 5) 滋賀県砂防課への問い合わせに基づく詳細情報（警戒判定分析情報） 6) 対象区域は、土砂災害警戒判定・警戒判定分布図が示す地域およびその周辺</p>

\*1) 滋賀県土木防災情報システム提供の滋賀県土砂災害警戒情報の土砂災害警戒判定・警戒判定分布図が示す「避難の目安（赤色）」の表示  
滋賀県土木情報システム 土砂災害降雨危険度による<https://shiga-bousai.jp/>

## イ. 河川の実施基準

避難については、河川水位、今後の雨量、その他現地の状況を総合的に判断するものとし、その判断の時期等について、下記を目安とする。

### 〈洪水予報指定河川（野洲川）の避難指示等の基準〉

	発令基準	判断情報
【警戒レベル3】 高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> <li>・氾濫警戒情報が発表された場合（はん濫警戒情報：一定時間後には氾濫危険水位（危険水位）に到達が見込まれる場合、あるいは、避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合に発表される）</li> <li>・既存の公表されている各種情報を踏まえ、総合的見地から避難行動要支援者の避難が必要と判断される場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・河川管理者、彦根地方気象台から情報（雨量、水位等）を入手し、情報交換・意見交換を行うとともに、現場の巡視報告、住民からの通報等を参考にする。</li> <li>・発令区域は浸水想定区域図を基本とするとともに、地先の安全度マップを参考にするなどして総合的に決定する。</li> </ul>
【警戒レベル4】 避難指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>・堤防の決壊や越水・溢水が確認された場合</li> <li>・破堤につながるような漏水や亀裂等を発見した場合</li> <li>・氾濫危険情報が発表された場合で、上記事項が発生する可能性が高く、避難指示が必要と判断される場合</li> <li>・既存の公表されている各種情報を踏まえ、総合的見地から住民の避難が必要と判断される場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現場の消防団、河川管理者、彦根地方気象台から情報（雨量、水位等）を入手し、情報交換・意見交換を行うとともに、現場の巡視報告、住民からの通報等を参考にする。</li> <li>・発令区域は浸水想定区域図を基本とするとともに、地先の安全度マップを参考にするなどして総合的に決定する。</li> </ul>

### 〈水位情報が周知されない中小河川の避難指示等の基準〉

	発令基準	判断情報
【警戒レベル3】 高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近隣での浸水や、河川の増水、当該地域の降雨状況や降雨予測等により浸水の危険が高い場合</li> <li>・河川計画高水位の6割の水位に達し、決壊の恐れをとめない、人家に床上浸水等過大な影響を及ぼすと判断される時</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・河川管理者、彦根地方気象台から情報（雨量、水位等）を入手し、情報交換・意見交換を行うとともに、現場の巡視報告、住民からの通報等を参考にする。</li> <li>・発令区域は地形や地先の安全度マップを参考にするなどして総合的に決定する。</li> </ul>
【警戒レベル4】 避難指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近隣で浸水が拡大</li> <li>・河川計画高水位の7割の水位に達し、決壊や越水・溢水の恐れをとめない、人家に床上浸水等過大な影響を及ぼすと判断される時</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近隣の水防活動中の消防団に状況を確認させ、河川管理者、彦根地方気象台から情報（雨量、水位等）を入手し、情報交換・意見交換を行うとともに、現場の巡視報告、住民からの通報等を参考にする。</li> <li>・河川管理者、彦根地方気象台から情報（雨量、水位等）を入手し、情報交換・意見交換を行うとともに、現場の巡視報告、住民からの通報等を参考にする。</li> <li>・発令区域は地形や地先の安全度マップを参考にするなどして総合的に決定する。</li> </ul>

〈その他河川・水路等の避難指示等の基準〉

	発令基準	判断情報
【警戒レベル3】 高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> <li>近隣での浸水や、河川の増水、当該地域の降雨状況や降雨予測等により浸水の危険が高い場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>河川管理者、彦根地方気象台から情報（雨量、水位等）を入手し、情報交換・意見交換を行うとともに、現場の巡視報告、住民からの通報等を参考にする。</li> <li>発令区域は地形や地先の安全度マップを参考にするなどして総合的に決定する。また、随時、河川管理者等と協議する。</li> </ul>
【警戒レベル4】 避難指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>近隣で浸水が拡大</li> <li>河川が決壊や越水・溢水の恐れをとめない、人家に床上浸水等過大な影響を及ぼすと判断されるとき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>近隣の水防活動中の消防団に状況を確認させ、河川管理者、彦根地方気象台から情報（雨量、水位等）を入手し、情報交換・意見交換を行うとともに、現場の巡視報告、住民からの通報等を参考にする。</li> <li>発令区域は地形や地先の安全度マップを参考にするなどして総合的に決定する。</li> </ul>

〈洪水予報指定河川の水位観測地点における基準値〉

洪水予報を行う河川		代表する区域	量水標名	所在地	水防団待機水位 (通報水位)	レベル2	レベル3 高齢者等 避難	レベル4 避難指示	計画 高水位	彦根気象台との共同 発表者	
河川名	区域					はん濫 注意水位 (警戒水位)	避難判断 水位(特別 警戒水位)	はん濫 危険水位 (危険水位)			
野洲川	本川	左岸 甲賀市水口町巖峨から石部頭首工まで	上流	水口橋	甲賀市水口町水口	0.65	1.00	1.20	1.45	—	滋賀県
		右岸 甲賀市水口町今郷から石部頭首工まで	下流	横田橋	湖南市三雲	1.50	2.50	3.50	3.90	—	
	支川 杣川	左岸 湖南省市石部北四丁目 2193 番地先から 琵琶湖への流入点まで	下流	野洲	野洲市野洲	2.50	3.50	4.30	4.80	6.00	琵琶湖河川事務所
		右岸 湖南省市菩提寺字平尾2111番9地先から 琵琶湖への流入点まで									
支川 杣川	左岸 甲賀市甲南町杉谷地先から野洲川合流まで	全川	北杣橋	甲賀市水口町	2.00	3.00	3.50	4.00	5.00	滋賀県	
右岸 甲賀市甲南町森尻地先から野洲川合流まで											

## (2) 避難指示等の伝達方法

避難指示等の伝達内容、伝達手段、伝達先は次の通りとする。

### ア. 避難指示等の伝達内容

〈伝達内容の例〉

- ① 発令日時
- ② 発令者
- ③ 対象地域および対象者
- ④ 避難すべき理由
- ⑤ 危険の度合い（例えば、「堤防から大量の漏水があること」「1時間後に道路冠水のおそれがあること」等、河川や堤防などの状況や、発災時期、予想される被災状況などについての説明を含める。）
- ⑥ 高齢者等避難【警戒レベル3】、避難指示【警戒レベル4】の別
- ⑦ 避難の時期（避難行動の開始時期と完了させるべき時期）
- ⑧ 避難場所
- ⑨ 避難の経路（あるいは通行できない経路）
- ⑩ 住民のとるべき行動や注意事項（例：「近所に声をかけながら避難してください」）
- ⑪ 本件担当者、連絡先

#### 〈高齢者等避難の伝達文（住民あて）の例〉

こちらは、湖南省役所です。ただ今、〇時〇分に〇〇地区に対して高齢者等避難【警戒レベル3】を出しました。お年寄りの方等避難に時間がかかる方は、直ちに〇〇避難所へ避難してください。その他の方も避難の準備を始めてください。

昨夜からの大雨により、〇〇時間後には〇〇川の水位が危険水位に達するおそれがあります。できるだけ近所の方にも声をかけて避難してください。

#### 〈避難指示の伝達文の伝達文（住民あて）の例1〉

こちらは、湖南省役所です。ただ今、〇時〇分に〇〇地区に対して避難指示【警戒レベル4】を出しました。直ちに〇〇避難所へ避難してください。

なお、浸水により、〇〇道は通行できません。避難所への避難が危険な場合は、建物2階など、できるだけ高い所へ避難してください。

昨夜からの大雨により、〇〇時間後には〇〇川の水位が危険水位に達するおそれがあります。できるだけ近所の方にも声をかけて避難してください。

#### 〈避難指示の伝達文の伝達文（住民あて）の例2〉

こちらは、湖南省役所です。ただ今、〇時〇分に〇〇地区に対して**避難指示【警戒レベル4】**を出しました。(堤防が決壊して/〇〇川が危険水位を突破して)大変危険な状況です。避難中の方は直ちに〇〇避難所への避難を完了してください。十分な時間がない方は近くの安全な建物に避難してください。なお、浸水により、〇〇道は通行できません。避難所への避難が危険な場合は、建物2階など、できるだけ高い所へ避難してください。

#### イ. 避難指示等の伝達先・伝達手段

避難指示等の伝達先と伝達手段は次の通りとする。

種別	伝達先	伝達方法	備考
高齢者等避難 避難指示 屋内での退避 等の安全確保 措置の指示	市域全体の住民等	○テレビ、ラジオ等の放送機 関への依頼（電話、県防災 情報システム等による） ○広報車 ○防災行政無線 ○湖南省メール配信サービ ス、緊急速報メール、各種 SNS等 ○サイレン	
	対象地域の住民等	○防災行政無線 ○広報車によるマイク放送	
	自主防災組織・区・ 自治会長	○防災行政無線（同報系・個 別受信機） ○電話、FAX、携帯電話メ ール、湖南省メール配信サ ービス等	
	浸水想定区域・土砂 災害警戒区域内要配 慮者関連施設	○電話、FAX、携帯電話メ ール、湖南省メール配信サ ービス等 ○戸別訪問	※避難救護班、医療 班、学校教育班、消 防班を通じて伝達
	避難行動要支援者等 の事前登録者や緊急 連絡先、避難支援者、 社会福祉協議会等の 避難支援組織	○電話、FAX、携帯電話メ ール等	※支援チームを通じ て伝達 （「避難行動要支援者 避難支援プラン」に よる）
	県、防災関係機関	○電話、FAX、防災行政無 線等	

資料 区・自治会連絡先一覧

資料 防災関係機関等連絡先一覧

## 4-13 応援要請

### (1) 応援要請の決定

本部長（市長）は、大規模な災害であることが確認または推定された時点で、災害応援を要請する。

#### 応援要請のめやす

- 市域に震度6強以上の地震が発生したとき。
- 耐震性が高いと思われる建築物・土木構造物に大きな被害が見られたとき。
- 多数の建物が倒壊したとき。
- 火災が同時多発し、または発生するおそれがあり、地域の消防力を超えるおそれがあるとき。
- 地震発生により安否確認できない地域（孤立地区）があるとき。
- 市域の多数箇所です砂崩れが発生し、多数の生き埋め現場があるものと推定される時。
- 幹線道路で法面崩壊等のため通行不可能箇所が発生し、市域の防災力を十分に発揮することが困難になったとき。
- 災害救助法の適用基準を満たすとき（「4-14 災害救助法の適用」参照）。

### (2) 応援要請の方法

災害対策基本法等に基づく他の地方公共団体等への応援要請は、総括班が行う。

防災関係機関・民間団体・事業所等への応援要請については、各部（班）等が、本部会議の決定等に基づき、担当応急対策業務に関連する応援要請を行う。

応援を要請する場合は、要請事項を明確にし、電話、防災行政無線等で連絡を行うものとするが、後日文書を送付する。なお、要請を行った場合は、その旨を本部長に報告する。

機関名	要請先	要請時の連絡事項等
①自衛隊	<input type="checkbox"/> 知事（防災危機管理局）に電話、防災行政無線等により依頼し、事後速やかに文書（3部）を送達 県（防災危機管理局） 大津市京町4-1-1 (077) 528-3430 100-2-3432（県防災無線） <input type="checkbox"/> 通信の途絶等により知事に対して要求ができない場合は、直接次による部隊に通報する。 陸上自衛隊今津駐屯地司令（第3戦車大隊） 第3係 NTT：0740-22-2581（内線：235・236・237） 防災無線：171 INS：0740-22-8048 自衛隊防災用携帯電話：090-4030-1119	<input type="checkbox"/> 災害の状況および派遣を要請する理由 <input type="checkbox"/> 派遣を希望する期間 <input type="checkbox"/> 派遣を希望する区域および活動内容 <input type="checkbox"/> その他参考となるべき事項
②緊急消防援助隊	<input type="checkbox"/> 知事（防災危機管理局）に電話等により依頼し、事後速やかに文書を送達（県→総務省消防庁） 県（防災危機管理局）	<input type="checkbox"/> 火災の状況および応援要請の理由 <input type="checkbox"/> 応援消防隊の派遣を必要

	大津市京町4-1-1 (077) 528-3430 100-2-3432 (県防災無線)	とする期間 (予定) <input type="checkbox"/> 応援要請を行う消防隊の種別と人員 <input type="checkbox"/> 市への進入経路および集結 (待機) 場所
③滋賀県	<input type="checkbox"/> 知事 (防災危機管理局) に電話等により依頼し、事後速やかに文書を送達 県 (防災危機管理局) 大津市京町4-1-1 (077) 528-3430 100-2-3432 (県防災無線)	<input type="checkbox"/> 災害の状況および応援を必要とする理由 <input type="checkbox"/> 応援を希望する機関名 <input type="checkbox"/> 応援を希望する人員、物資等 <input type="checkbox"/> 応援を必要とする場所、期間 <input type="checkbox"/> 応援を必要とする活動内容
④県防災ヘリコプター	<input type="checkbox"/> 知事 (滋賀県防災航空隊) に電話、県防災無線等により依頼し、事後速やかに文書を知事に提出するものとする。 県 (防災航空隊) 蒲生郡日野町北脇 214-71 (0748) 52-6677	<input type="checkbox"/> 災害の種別 <input type="checkbox"/> 災害発生の日時、場所および被害の状況 <input type="checkbox"/> 災害発生現場の気象状況 <input type="checkbox"/> 災害現場の最高指揮者の職名・氏名および連絡方法 <input type="checkbox"/> 離着陸場の所在地および地上支援体制 <input type="checkbox"/> 支援に要する資機材の品目および数量
⑤消防応援要請 (県内他市町)	<input type="checkbox"/> 「滋賀県広域消防相互応援協定」「滋賀県広域消防相互応援基本計画」に基づき、応援側市長、組合管理者に応援を要請する。 県下市長、行政事務組合管理者、消防組合管理者連絡先 (資料 応援要請先一覧表)	<input type="checkbox"/> 災害の発生場所および概要 <input type="checkbox"/> 必要とする人員、車両および資機材 <input type="checkbox"/> 集結場所、活動内容および連絡担当者 <input type="checkbox"/> その他必要事項
	<input type="checkbox"/> 「滋賀県下消防団広域相互応援協定」に基づき、応援側市町の長に応援を要請する。 県内各市町連絡先 (資料 応援要請先一覧表)	<input type="checkbox"/> 災害の発生場所および概要 <input type="checkbox"/> 必要とする人員、車両および資機材 <input type="checkbox"/> 集結場所、活動内容および連絡担当者 <input type="checkbox"/> その他必要事項
⑥他市町 (応援協定締結市町)	<input type="checkbox"/> 「野洲市・湖南市・竜王町の防災に関する応援協定」に基づき応援を要請する。 野洲市長、竜王町長連絡先 (資料 応援要請先一覧表)	<input type="checkbox"/> 被害の状況 <input type="checkbox"/> 希望する応援内容 <input type="checkbox"/> 希望する物資等の種類および数量 <input type="checkbox"/> 希望する職員の職種および人数 <input type="checkbox"/> 応援場所および応援場所への経路 <input type="checkbox"/> 希望する期間 <input type="checkbox"/> その他特に希望する事項
	<input type="checkbox"/> 「東海道五十三次市区町災害時相互応援に関する	<input type="checkbox"/> 被害の状況

	<p>協定」に基づき応援を要請する。 協定締結市区町長連絡先（資料 応援要請先一覧表）</p>	<p><input type="checkbox"/>食料、飲料水および生活必需品、救助・医療救護・防疫に必要な資機材等の応援を要請するときは、物資等の品名、数量等</p> <p><input type="checkbox"/>派遣を要請する職員の職種および人員ならびに被災市区町での業務内容</p> <p><input type="checkbox"/>応援場所および応援場所への経路</p> <p><input type="checkbox"/>その他特に要請する事項</p>
	<p><input type="checkbox"/>「湖南省・北栄町 災害時における相互応援に関する協定」に基づき応援を要請する。 北栄町長 連絡先（資料 応援要請先一覧表）</p> <p><input type="checkbox"/>「湖南省・比布町 災害時における相互応援に関する協定」に基づき応援を要請する。 比布町長 連絡先（資料 応援要請先一覧表）</p> <p><input type="checkbox"/>「湖南省・瑞浪市 災害時における相互応援に関する協定」に基づき応援を要請する。 瑞浪市長 連絡先（資料 応援要請先一覧表）</p> <p><input type="checkbox"/>「湖南省・王寺町 災害時における相互応援に関する協定」に基づき応援を要請する。 王寺町長 連絡先（資料 応援要請先一覧表）</p>	<p><input type="checkbox"/>被害の状況</p> <p><input type="checkbox"/>希望する応援内容</p> <p><input type="checkbox"/>希望する物資等の種類および数量</p> <p><input type="checkbox"/>希望する職員の職種および人数</p> <p><input type="checkbox"/>応援場所および応援場所への経路</p> <p><input type="checkbox"/>希望する期間</p> <p><input type="checkbox"/>その他特に希望する事項</p>
⑦防災関係機関・民間団体・事業所等	<input type="checkbox"/> 各部（班）等は、本部会議の決定等に基づき、担当応急対策業務に関連する応援要請を行う。	（各部（班）において協議し決定する）

資料 応援要請先一覧表

### （３）他市町村応援職員等の受入れ調整

#### ア．応援要請に係る各班との調整

総括班は、応援を必要とする各班と十分に協議し、各業務のなかで他市町村職員による具体的な応援業務および受入れについての調整を図る。

#### イ．他市町村応援職員を受け入れるための宿泊施設の確保

総括班は、事前に宿泊可能数等を調整し、宿泊場所の確保に努める。

#### ウ．応援職員名簿の掌握

総括班は、他市町村等の応援職員名簿等を掌握し、応援を要請した班に対して提示する。

#### エ．応援職員の配置状況の確認

応援を要請した班に対し、応援職員等の配置について支障がないか確認し、必要に応じて、配置の増強あるいは見直しを行う。

### （４）他市町村等からの応援申し出に対する対応

#### ア．他市町村等からの応援申し出の受付および調整

総括班は、他市町村等からの自主的な応援申し出に対して、関係班と受入れ調整を

行う。

イ. 他市町村等からの応援の申し出が殺到した場合の対応

市の災害の全体像の把握が出来ない状況下にあっては、その旨を伝えるとともに、「応援を必要とする業務等が把握・調整でき次第連絡する」旨伝える。

また、本市から要請を待たずして来市した他市町村職員等については、出来る限り早い時点において、その状況の把握に努める。

## 4-14 災害救助法の適用

---

### (1) 災害救助法の適用基準

災害救助法は、災害の程度が次のいずれかに該当する場合に適用される。

- ア. 市域内の住家滅失世帯数が 80 世帯以上であること。
- イ. 県の区域内の住家滅失世帯数が 1,500 世帯以上で、市域内の住家滅失世帯数が 40 世帯以上であること。
- ウ. 県の区域内の住家滅失世帯数が 7,000 世帯以上である場合
- エ. 災害が隔絶した地域に発生したものである等被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したものであること。
- オ. 多数の者が生命もしくは身体に危害を受け、または受けるおそれが生じたこと。

**【注】住家滅失世帯数の算定基準**

- (ア) 全壊（焼）、流失世帯は 1 世帯とする。
- (イ) 半壊（焼）、著しく損傷した世帯は 2 世帯をもって 1 世帯とする。
- (ウ) 床上浸水、土砂の堆積等で一時的居住困難世帯は 3 世帯をもって 1 世帯とする。

### (2) 被害の認定基準

被害の認定は、災害救助法適用の判断の基礎資料となるものであり、また災害救助法に基づく救助の実施にあたり、救助の種類・程度・期間の決定の基礎となるものであることから、被害の認定基準に基づき、適正かつ迅速に行う。

資料 災害の被害認定基準

### (3) 災害救助法の適用の要請

本部長（市長）は、(1)「災害救助法の適用基準」に掲げたいずれかに該当し、または該当する見込みがある場合は、直ちに災害発生の日時および場所、災害の要因、被害状況、すでにとった救助措置と今後の救助措置の見込みを知事に報告するとともに、被災者が現に救助を要する状態にある場合はあわせて災害救助法の適用を要請する。

ただし、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができない場合には、本部長（市長）は、災害救助法による応急救助に直ちに着手するとともに、その状況を速やかに知事に報告し、その後の処置に関して、知事の指示を受ける。